

## 資料 2

# 令和7年度運営指導における 主な指導事項について

# 目次

|                                   |       |                                                   |         |
|-----------------------------------|-------|---------------------------------------------------|---------|
| 1 指導事項の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | P3    | ・⑨居宅介護支援事業所の管理者について（経過措置の終了）・・・・・・                | P17     |
| ・令和7年度運営指導 指導事項件数・・・・・・・・         | P4～P6 | ・⑩ケアプランの軽微な変更の取扱いにつちて・・・・・・・・・・                   | P18     |
| ・～共通事項～①重要事項説明書の不備・・・・・・・・        | P7    | ・⑪介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（進達書）の提出について（お願い）・・・・・・・・・・ | P19     |
| ・～共通事項～②重要事項説明書のウェブサイト掲載の不備・・・・   | P8    | ・【令和7年度運営指導における指摘事項内訳～サービス別～】                     |         |
| ・～共通事項～③運営規程の不備・・・・・・・・・・         | P9    | 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載・・・・・・・・                      | P20～P35 |
| ・～共通事項～③-2虐待防止のための措置・・・・・・・・      | P10   | ・①特定事業所加算（居宅介護支援事業所）※要件の一部を抜粋・・・・                 | P36     |
| ・～共通事項～④勤務体制の確保の不備・・・・・・・・        | P11   | ・②特定事業所加算（訪問介護）※要件の一部を抜粋・・・・・・・・                  | P37     |
| ・～共通事項～⑤虐待棒諸措置の不備・・・・・・・・         | P12   | ・③中重度ケア加算（通所介護）・・・・・・・・・・                         | P38～P42 |
| ・～複数事業所共通事項～                      |       | ・④サービス提供体制強化加算（複数サービス共通）・・・・・・・・                  | P43     |
| ⑥感染症の予防及びまん延防止のための措置の不備・・・・・・・・   | P13   | ・【令和7年度運営指導の実績と令和8年度予定】・・・・・・                     | P44～P47 |
| ・～複数事業所共通事項～                      |       | 2 指導事項等の根拠となる法令等・・・・・・・・・・                        | P48～P57 |
| ⑥-2感染症の予防及びまん延防止のための措置の不備・・・・・・・・ | P14   |                                                   |         |
| ・～共通事項～⑦業務継続計画の不備・・・・・・・・         | P15   |                                                   |         |
| ・～複数事業所共通事項～                      |       |                                                   |         |
| ⑧協力医療機関に関する届出書について・・・・・・・・        | P16   |                                                   |         |

# 1 指導事項の概要

## 【指導の種類】

|      |                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文書指摘 | 基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、改善のための必要な措置を取るべき旨を文書により指導すること。<br><u>期限内に改善状況について報告が必要</u> です。                |
| 口頭指摘 | 基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭により指導すること。<br>指摘事項に対する改善措置は必要ですが、改善状況について報告する必要はありません。 |
| 助言   | 基準条例や関係法令等の違反ではないが、事業の健全な運営に資すると考えられる事項について助言を行うこと。<br>努力事項であり改善義務はありません。                               |

# 【令和 7 年度運営指導 指摘事項件数】

| サービス区分                    | 項目  |      | 文書指摘 | 口頭指摘 | 合計  |
|---------------------------|-----|------|------|------|-----|
| 居宅サービス<br>(156事業所で<br>実施) | I   | 基本方針 |      |      |     |
|                           | II  | 人員基準 | 12   | 0    | 12  |
|                           | III | 設備基準 | 0    | 0    | 0   |
|                           | IV  | 運営基準 | 112  | 166  | 278 |
|                           | V   | 報酬関係 | 33   | 19   | 52  |
| 居宅サービス 計                  |     |      | 157  | 185  | 342 |

## 【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～共通事項～】 1/2 運営

| 指摘項目                | 件数 | 主な指摘内容                   |
|---------------------|----|--------------------------|
| 内容及び手続の説明及び同意       | 57 | 重要事項説明書の不備               |
| 掲示                  | 42 | ウェブサイトへの掲載不備             |
| 人員(管理者以外)           | 31 | 人員基準の順守、 辞令等の不備          |
| 運営規程                | 26 | 内容の不備                    |
| 秘密保持等               | 24 | 秘密保持誓約書の不備               |
| 計画作成                | 23 | 計画書の未作成、不備               |
| 勤務体制の確保等            | 21 | ハラスメント対策の不備、無資格者の研修受講の不備 |
| 業務継続計画              | 13 | 訓練実施、計画内容の不備             |
| 人員(管理者)             | 10 | 辞令等の不備                   |
| 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 8  | 内容の不備                    |
| 具体的取扱方針             | 8  | 個別サービス計画の不備、評価の実施の不備     |

## 【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～共通事項～】 2/2 運営

| 指摘項目                | 件数 | 主な指摘内容                       |
|---------------------|----|------------------------------|
| 衛生管理等               | 8  | 委員会、訓練、研修の開催の不備              |
| 苦情処理                | 5  | マニュアル等の整備、連絡先の不備             |
| 事故発生への対応            | 3  | マニュアル等の不備                    |
| 感染症の予防及びまん延防止のための措置 | 3  | 委員会、訓練の不備                    |
| 取扱方針                | 2  | 研修会の記録の不備                    |
| サービスの提供の記録          | 2  | 記録の不備                        |
| その他                 | 4  | 変更届の未提出、居宅介護支援事業者等との連携等の不備 等 |

## ～共通事項～ ①重要事項説明書の不備

指定サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明し、利用申込者の同意を得なければならない。

### ・重要事項説明書に記載する内容等

- ①運営規程の概要
- ②従業者の勤務体制
- ③事故発生時の対応
- ④苦情処理の体制・**苦情受付窓口**（苦情受付担当者、苦情解決責任者、福島市連絡先(介護保険課)、福島県国民健康保険団体連合会、福島県運営適正化委員会を記載）
- ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無等）
- ⑥事業所の名称、運営主体及び所在地
- ⑦提供する介護サービスの内容
- ⑧サービス提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ⑨その他運営規程同様**虐待の防止のための措置に関する事項**、緊急時の対応等

## ～共通事項～

### ②重要事項説明書のウェブサイト掲載の不備

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

- 重要事項説明書は、サービスごとに明記しなければならない事項が異なることから、各事業所で整備し、入口付近での書面掲示（ファイル備え付けも可）に加え、**原則としてウェブサイトに掲載してください。（令和7年4月1日から義務化）**
- ウェブサイトへの掲載は、法人で作成しているページ、または情報公表システムに掲載するようにしてください。（情報公表システムの事業所の特色のページにPDFデータを貼り付けることができます。）

## ～共通事項～ ③運営規程の不備

指定サービス事業者は、事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

### ・運営規程に記載する内容等

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項（次ページ参照）
- ⑧ その他運営に関する重要事項運営規程の概要

運営規程については、サービスごとに明記しなければならない事項が異なりますので、各事業所で再確認をお願いします。  
（資料2-1～2-4）

なお、運営規程に変更が生じた場合は、変更日から10日以内に届出をお願いします。

## ～共通事項～ ③-2虐待の防止のための措置

指定サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、措置を講じなければならない。

### ・運営規程に記載する内容等

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていること。
- ②虐待の防止のための指針を整備していること。
- ③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行っていること。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置いていること。

重要事項説明書にも同様に記載をお願いします。なお、この4要件を満たしていない場合は、減算になりますので、ご注意ください。（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

## ～共通事項～ ④勤務体制の確保の不備

指定サービス事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定サービス事業者は、事業所ごとに、当該指定サービス事業所の介護員等によってサービスを提供しなければならない。

3 指定サービス事業者は、事業所ごとに、その**研修の機会**を確保しなければならない。

4 指定サービス事業者は、適切な介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

### ・事業者が講ずるべき内容等

①事業所の従業者であることを確認できる辞令、雇用契約書等を保管するようにお願いします。

②職場におけるハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針・相談窓口を明確にし、従業者に周知してください。（令和4年4月1日から全サービスで義務化）

③**カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシャルハラスメントについても、同様の措置が令和8年10月1日から義務化されますので、ご対応をお願いします。**

## ～共通事項～ ⑤虐待防止措置の不備

指定サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護員等に周知徹底を図ること。
- 2 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4 虐待の防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- ・ 指針に盛り込むべき内容

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

委員会の議事録、研修の記録、  
担当者が分かる資料を残して  
おくようお願いします。

## ～複数事業所共通事項～

### ⑥感染症の予防及びまん延防止のための措置の不備

対 象：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院を除く全サービス

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、**介護員等に周知徹底を図ること。**

2 感染症の予防及びまん延の防止のための**指針**を整備すること。

3 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練**を定期的実施すること

※特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

**:委員会6月に1回以上、研修年2回以上、訓練年2回以上**

※その他:**委員会6月に1回以上、研修年1回以上、訓練年1回以上**

・ 指針に盛り込むべき内容等(参考)

①体制(感染対策委員会の設置、職員研修の実施等)

②平常時の衛生管理(施設内の衛生管理、日常ケアにかかる感染対策等)

③感染症発症時の対応(状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、医療処置、行政への報告等)

※それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

※委員会の開催回数は、サービスによって異なるため、ご確認ください。  
議事録、研修及び訓練の記録を残しておくようにお願いします。

## ～複数事業所共通事項～

### ⑥-2感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置の不備

対 象：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

事業者は、感染症及び食中毒の予防、及びまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護員等に周知徹底を図ること。
- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 3 介護員等に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。（研修年2回以上、訓練年2回以上）

・ 指針に盛り込むべき内容等（参考）

- ①体制（感染対策委員会の設置、職員研修の実施等）
- ②平常時の衛生管理（施設内の衛生管理、日常ケアにかかる感染対策等）
- ③感染症発生時の対応（状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、医療処置、行政への報告等）

※それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

※委員会の開催回数は、サービスによって異なるため、ご確認ください。  
議事録、研修及び訓練の記録を残しておくようにお願いします。

## ～共通事項～

### ⑦業務継続計画の不備

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設：研修 年2回以上、訓練 年2回以上

※その他サービス：研修 年1回以上、訓練 年1回以上

計画の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

※研修の記録及び訓練の記録を残してください。また事業所内で周知するようにお願いします。

# ～複数事業所共通事項～

## ⑧協力医療機関に関する届出書について

令和6年度の制度改正に伴い、協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に一回以上、協力医療機関の名称等を指定権者に届け出なければならない。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設については、要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置期間中(令和9年3月31日まで)に確保するようにお願いします。

### 1. (3) ⑱ 協力医療機関との連携体制の構築

**概要** 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
- ア 以下の要件を満たす協力医療機関(③については病院に限る。)を定めることを義務付ける(複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。)。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

**概要** 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
- ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
- ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

・当該届出書の提出に関しては、経過措置期間はありません。年1回届け出てください。(毎年2月末まで)

・介護老人保健施設は、協力医療機関に変更がある場合、事前に変更許可申請を行う必要があります。開設許可事項変更申請書もご準備ください。

・協力医療機関に変更がある場合、改めて介護保険法上の変更届の提出が必要になります。

・協力医療機関連携加算Ⅰを算定する際にも本届出が必要になります。

## ⑨居宅介護支援事業所の管理者について (経過措置の終了)

居宅介護支援事業所の管理者については、平成30年度介護報酬改定において、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。)」が改正され、居宅介護支援事業所の管理者要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に限定されました。

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予されていました。

**経過措置期間が間もなく終了します。**資格の再確認をお願いします。

【詳細参考】介護保険最新情報Vol.843(令和2年6月5日)

URL:<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/0608091949363/ksvol.843.pdf>

## ⑩ケアプランの軽微な変更の取扱いについて

ケアマネジャーはケアプランを変更する際、原則として一連の業務(アセスメント、サービス担当者会議、同意、交付など)を行うことが必要です。ただし、利用者の希望による軽微な変更と判断した場合には、一連の業務を省略することができます。

軽微な変更に当たるかは参考資料をご確認の上、判断いただくようにお願いします。

【詳細参考】介護保険最新情報Vol.959(令和3年3月31日)

URL: <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0401105608450/ksvol.959.pdf>

⑪介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(進達書)の提出について(お願い)

加算の変更、取り下げ時に体制等に関する届出書(進達書)をご提出いただいておりますが、届出の内容の確認ができない場合があります、国保連合会の請求エラーとなるケースが増えています。

届出の際には、体制等に関する届出書(進達書)の『**特記事項**』に「**変更前**」、「**変更後**」を必ず記載いただくようにお願いします。別紙1-1～1-4に変更箇所のチェックのみの場合、加算の変更箇所として判断できない場合があります。特に報酬改定時の変更届は、大量に処理が発生するため見落とす場合があります。請求エラーを起こさないためにも、なにとぞご協力をお願いします。併せて**異動予定年月日の記載漏れ**も散見されますので、提出前に再確認をお願いいたします。

[illegible]

①異動(予定)年月日に異動予定日を記載してください。

(記載例)

|           |  |
|-----------|--|
| 異動（予定）    |  |
| 年月日       |  |
| 令和8年10月1日 |  |
|           |  |
|           |  |
|           |  |
|           |  |

②加算の変更内容を必ず記載いただくようお願いします。

(記載例)

|      |                                 |        |                                |  |
|------|---------------------------------|--------|--------------------------------|--|
| 特記事項 | 変 更 前                           |        | 変 更 後                          |  |
|      | ・ 特定事業所加算 なし<br>・ 介護職員等処遇改善加算 Ⅲ |        | ・ 特定事業所加算 Ⅱ<br>・ 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ |  |
| 関係書類 |                                 | 別添のとおり |                                |  |

【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～サービス別～】 1/16  
報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

1 居宅介護支援

| No | 項目      | 指摘概要                                                                                                                                           |
|----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 特定事業所加算 | 特定事業所加算について、全ての介護支援専門員に対し、介護支援専門員ごとに具体的な研修の目標、内容、期間、時期等について研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施する必要があるが、個別の計画書を確認できなかった。速やかに介護支援専門員ごとの計画を策定し、計画に基づき研修を実施すること。 |

## 【令和7年度運営指導における指摘事項内訳 ～サービス別～】 2/16 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 2 訪問介護

| No | 項目      | 指摘概要                                                                                                                                                                                                                   |
|----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 特定事業所加算 | 特定事業所加算について、毎月概ね1回以上の会議の開催は確認されたが、全ての従業員の参加が確認できなかった。いくつかのグループ別に分かれて開催するなど、全ての従業員が参加できるようにすること。                                                                                                                        |
| 2  | 特定事業所加算 | 特定事業所加算Ⅱの算定について、以下の点が不十分であったため、改めること。<br>①従業者ごとの研修計画について、作成が不十分であることを確認した。研修計画については、訪問介護員等及びサービス提供責任者ごとに「個別具体的な研修の目標、研修の内容、研修期間、実施時期等」を盛り込んだ内容で作成すること。<br>②定期健康診断について、当該事業所負担で受けていない登録ヘルパーについては、健康診断の結果を証明する書面を提出すること。 |

# 【令和7年度運営指導における指摘事項内訳 ～サービス別～】 3/16

## 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 2 訪問介護

| No | 項目            | 指摘概要                                                                                                                                                                                                                         |
|----|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3  | 特定事業所加算       | 特定事業所加算Ⅱの算定について、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上であることとされており、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとされているが、確認できなかったため改めること。 |
| 4  | 初回加算          | 初回加算を算定するにあたり、サービス提供責任者が訪問介護同行訪問した旨の記録が確認できなかったため、改めること。                                                                                                                                                                     |
| 5  | 介護職員等特定処遇改善加算 | 介護職員等特定処遇改善加算について、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を介護サービス情報公表システムやホームページへの掲載等によりインターネットで公表すること。                                                                                                                                       |

【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～サービス別～】 4/16  
報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

3 訪問看護

| No | 項目           | 指摘概要                                                                                                                                                                                                                           |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 看護体制強化加算     | 看護体制強化加算Ⅰの算定にあたり、当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が100分の60以上であり、その割合を継続的に維持し、台帳等により毎月記録することとなっているが、確認できなかったため改めること。                                                                                                   |
| 2  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰの算定について、以下の点を確認できなかったため改めること。<br>①従業者ごとの研修計画は確認できたが、個別具体的な研修の目標、研修期間、実施時期が不十分であったため、個別具体的な研修の目標、研修期間、実施時期を設定した研修計画を立てること。<br>②毎月概ね1回以上の会議の開催は確認されたが、全ての従業員の参加が確認できなかった。いくつかのグループ別に分かれて開催するなど、全ての従業員が参加できるようにすること。 |

## 【令和7年度運営指導における指摘事項内訳 ～サービス別～】 5/16 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 3 訪問看護

| No | 項目           | 指摘概要                                                                                                      |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰの算定において、会議の開催はおおむね1月に1回以上開催されている必要があるが、一時的に2月に1回の開催となっていた。会議についてはおおむね1月に1回以上開催できるよう体制を整えること。 |

### 4 通所介護

| No | 項目       | 指摘概要                                                                                                                                           |
|----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 個別機能訓練加算 | ①個別機能訓練加算について、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置し、あらかじめ特定の曜日が定められている場合は、利用者や居宅介護支援事業者に周知すること。<br>②個別機能訓練加算について、個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管すること。 |

【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～サービス別～】 6/16  
報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

4 通所介護

| No | 項目        | 指摘概要                                                                                                                                                                  |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2  | 入浴介助加算    | 入浴介助加算Ⅰの算定にあたって、利用者の心身の状況に応じて入浴介助中の健康状態の確認等を適切に行うことができる人員体制が求められるが、入浴介助を実施している日に看護職員が配置されていない日があることを確認した。入浴介助にあたっては、看護職員による健康状態等の確認を必ず実施し、適切な人員体制により入浴介助を実施するよう改めること。 |
| 3  | 中重度ケア体制加算 | 中重度者ケア体制加算について、有料老人ホームと兼務している看護職員が配置されている日があり、当加算の要件である専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員の要件を満たさない日があることを確認した。その従業者が配置された日については自己点検を行うこと。                                          |
| 4  | 中重度ケア体制加算 | 中重度者ケア体制加算の要件である看護職員は、他の職務との兼務が認められないが、機能訓練指導員業務を兼務している労働契約書が確認されたので、改めること。                                                                                           |

# 【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～サービス別～】 7/16

## 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 4 通所介護

| No | 項目       | 指摘概要                                                                                                                                                                                 |
|----|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 個別機能訓練加算 | <p>個別機能訓練加算について、以下のとおり改めること。</p> <p>①機能訓練指導員等が3月ごとに1回以上、居宅を訪問した上で生活状況を確認し、意向等を踏まえ目標設定を行う必要があるが、居宅を訪問した記録を確認できなかったため改めること。</p> <p>②個別機能訓練計画について、訓練実施回数の記載がされていないことを確認したため、記載すること。</p> |
| 6  | 個別機能訓練加算 | <p>個別機能訓練計画について、多職種が協同して作成していることが確認できなかったため改めること。</p>                                                                                                                                |
| 7  | 個別機能訓練加算 | <p>個別機能訓練加算（Ⅰ）イについて、機能訓練指導員が評価している内容について、不十分であることを確認した。個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行うよう改めること。</p>                                                     |

# 【令和7年度運営指導における指摘事項内訳 ～サービス別～】 8/16

## 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 4 通所介護

| No | 項目           | 指摘概要                                                                                                                          |
|----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | 栄養アセスメント加算   | 栄養アセスメント加算について、3月に1回以上、多職種が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこととされているが、確認できなかったため改めること。                       |
| 9  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅲについて、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の40以上、または、直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の割合が100分の30以上であることを、前年度の平均(3月を除く。)を用いて計算し、記録をすること。 |
| 10 | 介護職員等処遇改善加算  | 介護職員等処遇改善加算Ⅱについて、処遇改善計画書の内容及び賃金改善の方法を当該事業所の職員に対して周知すること。なお、周知したことが確認できる確認書等を提出すること。                                           |

# 【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～サービス別～】 9/16

## 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 6 短期入所生活介護

| No | 項目         | 指摘概要                                                                                                                                                                                     |
|----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 送迎加算       | 送迎加算について、以下の点について改めること。<br>①送迎加算の算定にあたり、実際の送迎実施状況が確認できるよう、運行記録に利用者名や送迎時間を記録すること。<br>②利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を実施することとされているが、確認できなかった。必要と認められる理由について、支援経過等に記録をすること。 |
| 2  | 緊急短期入所受入加算 | 緊急短期入所受入加算について、緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。                                                                                                                              |

# 【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～サービス別～】 10/16

## 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 7 特定施設入居者生活介護

| No | 項目       | 指摘概要                                                                                                                                    |
|----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 個別機能訓練加算 | 個別機能訓練加算について、利用者3名分の確認をしたが、訓練内容や評価について不十分であった。行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画し、計画の内容に関する評価を実施すること。 |

### 8 介護老人福祉施設

| No | 項目       | 指摘概要                                                |
|----|----------|-----------------------------------------------------|
| 1  | 個別機能訓練加算 | 個別機能訓練加算の要件である、専ら常勤の機能訓練指導員1名配置の確認ができなかったため、改めること。  |
| 2  | 個別機能訓練加算 | 個別機能訓練加算Ⅰにかかる個別機能訓練計画について、多職種が共同で作成したことがわかるよう改めること。 |

## 【令和7年度運営指導における指摘事項内訳 ～サービス別～】 11/16 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 8 介護老人福祉施設

| No | 項目           | 指摘概要                                                                                            |
|----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 認知症専門ケア加算    | 認知症チームケア推進加算について、対象者に対して個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施すること。 |
| 2  | 褥瘡マネジメント加算   | 褥瘡マネジメント加算にかかる褥瘡ケア計画について、多職種が共同で作成したことがわかるよう改めること。                                              |
| 3  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅲについて、指定介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である必要があるが、確認できなかったため改めること。       |

# 【令和7年度運営指導における指摘事項内訳 ～サービス別～】 12/16

## 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 9 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

| No | 項目           | 指摘概要                                                                                                                                                                              |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰの算定について、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね月1回)に開催している記録が確認できなかった。会議を開催した際には、概要等について記録すること。                                           |
| 2  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰの算定について、従業員ごとの研修計画は確認できたが、個別具体的な研修の目標が確認できなかったため、個別具体的な研修目標を明記すること。                                                                                                  |
| 3  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰの算定について、当該事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であることとされており、職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとされているが、確認できなかったため改めること。 |

# 【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～サービス別～】 13/16

## 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 9 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

| No | 項目           | 指摘概要                                                                                                         |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算の算定における会議について、従業者の全てが参加するものでなければならず、欠席者がいる場合はいくつかのグループ別に分かれて開催することとされているが、一部記録の漏れが確認されたため、改めること。 |

### 10 地域密着型通所介護

| No | 項目          | 指摘概要                                                                                                                                                |
|----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 介護職員等処遇改善加算 | 介護職員等処遇改善加算について、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を全ての職員に周知する必要があるが、周知している事を確認できなかったため改めること。なお、周知については、書面により周知すること。 |

# 【令和7年度運営指導における指摘事項内訳 ～サービス別～】 14/16

## 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 11 小規模多機能型居宅介護

| No | 項目           | 指摘概要                                                                                       |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算の算定における会議について、従業員の全てが参加するものでなければならぬため、欠席者がいる場合はいくつかのグループ別に分かれて開催すること。          |
| 2  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算の算定について、従業員ごとの研修計画について、個別具体的な研修の目標、研修の内容、研修期間、実施時期が不十分であるため、個別具体的な研修目標を明記すること。 |

### 12 認知症対応型共同生活介護

| No | 項目               | 指摘概要                                                   |
|----|------------------|--------------------------------------------------------|
| 1  | 利用者が入院したときの費用の算定 | 入院時費用について、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれることが確認できなかったため、改めること。 |

# 【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～サービス別～】 15/16

## 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 13 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

| No | 項目         | 指摘概要                                                                                                                                                                                                |
|----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 日常生活継続支援加算 | 日常生活継続支援加算Ⅱについて、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であることを確認できなかった。割合を算出する際、届出を行った月以降においても、毎月において直近6月間又は12月間のこれらの割合が所定の割合以上であることが必要であり、これらの割合については毎月記録するものとされているため改めること。 |

# 【令和 7 年度運営指導における 指摘事項内訳 ～サービス別～】 16/16

## 報酬 ※指摘事項があったサービスのみ掲載

### 14 看護小規模多機能型居宅介護

| No | 項目           | 指摘概要                                                                                                                                                 |
|----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 看護体制強化加算     | 看護体制強化加算Ⅰについて、算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占めた割合が80%以上であることを台帳等により毎月記録すること。                          |
| 2  | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰの算定について、以下の点が不十分であったため、改めること。<br>①従業者ごとの研修計画について、個別具体的な研修の実施時期を明記すること。<br>②会議について、従業者の全てが参加するものでなければならず、欠席者がいる場合はいくつかのグループ別に分かれて開催すること。 |

# ①特定事業所加算(居宅介護支援事業所)※要件の一部を抜粋

～Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、A共通～

①利用者に関する情報やサービス提供の留意事項等の伝達のための会議を定期的に開催。

会議は次の要件を満たしてください。

(ア)議題には少なくとも次の内容を含める。

- a)現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- b)過去に取り扱ったケースについての問題点・改善方法
- c)地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- d)保健医療及び福祉に関する諸制度
- e)ケアマネジメントに関する技術
- f)利用者から苦情があった場合は、その内容・改善方針
- g)その他必要な事項

(イ)議事については記録を作成し、5年間保存。

(ウ)「**定期的**」とは、**おおむね週1回以上**。

②24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保。

- a)常時、担当者が携帯電話等で連絡をとることができる。
- b)必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる。
- c)輪番制による対応も可能。

③指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して**計画的に研修を実施**。

- a)介護支援専門員の資質向上のための研修体系と研修実施のための勤務体制の確保に努める。
- b)**個別具体的な研修の目標、内容、期間、時期等についての計画は次年度前までに定める**。
- c)管理者は研修目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じる。

運営指導で、指摘が多かった部分を抜粋しています。

その他必要な要件については、基準等をご確認ください。

参考:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(老企第36号)

## ②特定事業所加算（訪問介護）※要件の一部を抜粋

～Ⅰ～Ⅴ共通～

### ①計画的な研修の実施

サービス従事者の資質向上のため訪問介護員等又はサービス提供責任者ごとの研修計画については、次のa)、b)に努める。

a) 研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定める。 **b) 個別具体的な研修の目標・内容・研修期間・実施時期等を定めた計画を策定する。**

### ②会議の定期的開催

利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達、訪問介護員等の技術指導を目的とした会議は、次のa) からe) のとおり開催。

**a) サービス提供責任者が主幹し、登録ヘルパーも含めサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加。**

**b) 会議は全員が一堂に会する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループに分かれて開催することで差し支えない。**

**c) 会議の開催状況についての概要を記録。 d) おおむね1か月に1回以上開催。 e) 会議はテレビ会議等も可。**

⇒ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

### ③文書等による指示・サービス提供後の報告

1) 利用者に関する情報やサービス提供の際の留意事項については、次に掲げる事項について、その変化の動向を含めて記載。

a) 利用者のADLや意欲 b) 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 c) 家族を含む環境

d) 前回のサービス提供時の状況 e) その他サービス提供に当たって必要な事項 なお、上記d)を除く各事項については、変更があった場合に記載することで足りる。

【例】1日のうちに同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がない時は、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えない。

2) サービス提供責任者が事業所に不在の場合の、サービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告の方法。

⇒ サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後報告を受けることで差し支えない。

⇒ この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員等の間で引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためにサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保する。

3) 文書等の確実な方法による伝達の行うためには、直接面談しながら文書を手交する方法のほか、FAXやメール等によることも可能。

4) サービス提供責任者は、サービス提供終了後に担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける際の報告内容について文書（電磁的記録を含む。）により記録を保存する。

### ④定期健康診断の実施

1) 労働安全衛生法により定期的に実施することが義務付けられている「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含め、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施。

2) 新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていること。

### ⑤緊急時における対応方法

1) 緊急時等における対応方法を利用者に明示するに当たっては、

a) 当該事業所における緊急時等の対応方針 b) 緊急時の連絡先 c) 対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付して説明を行う。

2) 交付すべき文書は、重要事項説明書等に当該内容を明記することで可。

運営指導で、指摘が多かった部分を抜粋しています。  
その他必要な要件については、基準等をご確認ください。  
参考：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
（老企第36号）

## ③中重度ケア体制加算(通所介護)1/5

指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合に加算します。ただし、共生型通所介護を行った場合の所定単位数を算定している場合は、算定しません。

<算定基準>

イ 指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。

ロ 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。

ハ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること

<解釈通知>

①本加算は、暦月ごとに、人員基準に規定されている看護職員・介護職員の員数(※2)に加え、看護職員・介護職員を常勤換算方法で2人以上確保する必要あり。

常勤換算方法による職員数の算定方法は、

暦月ごとの看護職員・介護職員の勤務延時間数 ÷ 当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数

②常勤換算方法により計算する際の勤務延時間数について、

a) サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員・介護職員の勤務時間数は含めない。

b) 常勤換算方法による員数は小数点第2位以下を切り捨て。

③ 要介護3・4・5である者の割合は、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3か月の1か月当たりの実績の平均について、利用実人員数・利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者は人員数には含めない。

④ 利用実人員数・利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによる。

a) 前年度の実績が6か月に満たない事業所(※3)は、前年度の実績による加算の届出はできない。

b) 前3か月の実績により届出を行った事業所は、届出を行った月以降においても、直近3か月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する。

c) その割合は、毎月ごとに記録し、所定の割合を下回った場合は、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出(※4)を提出する

⑤ **看護職員は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1人以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められない。**

⑥ 本加算は、事業所を利用する利用者全員に算定できる。また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、本加算とともに認知症加算も算定できる。

⑦ 本加算を算定している事業所は、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成する。

(※2) 指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する看護職員・介護職員の員数(運営基準「通所介護」の『従業者の員数』を参照)

(※3) 新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。

(※4) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

a) 事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合・加算等が算定されなくなることが明らかな場合

⇒ 速やかにその旨を届け出る。

b) この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わない。

c) 届出を行わず、当該算定について請求を行った場合

令和7年度は、算定の要件になる  
看護師が、機能訓練指導員の兼務  
または、併設する介護施設の兼務  
が認められ指導対象となった事例  
がありました。

### ③中重度ケア体制加算(通所介護)2/5 Q&A関連

【国Q&A】(平成27年度介護報酬改定に関する(Q&A vol.1))(平成27年4月1日)

○認知症加算・中重度者ケア体制加算について

(問25)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如何。

(回答)例えば、定員20人の通所介護、提供時間が7時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。(本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために週で計算。)

|       | 月      | 火      | 水      | 木    | 金    | 土     | 計     |
|-------|--------|--------|--------|------|------|-------|-------|
| 利用者数  | 18人    | 17人    | 19人    | 20人  | 15人  | 16人   | 105人  |
| 必要時間数 | 11.2時間 | 9.8時間  | 12.6時間 | 14時間 | 7時間  | 8.4時間 | 63時間  |
| 職員A   | 8時間    | 8時間    | 8時間    | 8時間  | 8時間  | 0時間   | 40時間  |
| 職員B   | 0時間    | 8時間    | 8時間    | 8時間  | 8時間  | 8時間   | 40時間  |
| 職員C   | 7時間    | 7時間    | 7時間    | 7時間  | 7時間  | 0時間   | 35時間  |
| 職員D   | 8時間    | 8時間    | 0時間    | 0時間  | 8時間  | 8時間   | 32時間  |
| 計     | 23時間   | 31時間   | 23時間   | 23時間 | 31時間 | 16時間  | 147時間 |
| 加配時間数 | 11.8時間 | 21.2時間 | 10.4時間 | 9時間  | 24時間 | 7.6時間 | 84時間  |

① 指定基準を満たす確保すべき勤務延時間数

①指定基準をに満たす確保すべき勤務延時間数(例:月曜日の場合) 確保すべき勤務時間数 $=((\text{利用者数}-15)\div 5+1)\times \text{平均提供時間数}=11.2\text{時間}$

② 指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数(例:月曜日の場合) 指定基準に加えて確保された勤務時間数 $=(8+7+8)-11.2=11.8\text{時間}$

以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で84時間の加配時間となり、 $84\text{時間}\div 40\text{時間}=2.1$ となることから、常勤換算方法で2以上確保したことになる。

### ③中重度ケア体制加算(通所介護)3/5 Q&A関連

(問 26) 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置すれば、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人の配置でそれぞれの加算を算定できるのか。

(回答) **中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。**このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。

(問 27) 認知症加算及び中重度者ケア体制加算の利用者割合の計算方法は、届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均が要件を満たせば、例えば、4月15日以前に届出がなされた場合には、5月から加算の算定が可能か。

(回答) 前3月の実績により届出を行う場合においては可能である。なお、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者割合については、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

(問 28) 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で4以上確保する必要があるか。

(回答) 事業所として、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していれば、認知症加算及び中重度者ケア体制加算における「指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する」という要件をそれぞれの加算で満たすことになる。

(問 29) 認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて事業所に1名以上配置されていれば、複数単位におけるサービス提供を行っている場合でも、それぞれの単位の利用者が加算の算定対象になるのか。

(回答) サービスの提供時間を通じて1名以上配置されていれば、加算の算定対象となる。

(問 30) 通所介護を行う時間帯を通じて1名以上の配置が求められる看護職員(中重度者ケア体制加算)、認知症介護実践者研修等の修了者(認知症加算)は日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わっても、通所介護を行う時間帯を通じて配置されていれば、加算の要件を満たすと考えてよいのか。

(回答) 日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わっても、加算の要件の一つである「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所の提供に当たる看護職員(認知症介護実践者研修等の修了者)を1名以上配置していること」を満たすこととなる

### ③中重度ケア体制加算(通所介護)4/5 Q&A関連

(問31) 認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合における具体的な計算方法如何。

(回答) 認知症加算、中重度者ケア体制加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合については、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとされているが、例えば、以下の例のような場合であって、中重度者ケア体制加算の要介護3以上の割合を計算する場合、前3月の平均は次のように計算する。(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、前年度の平均計算についても同様に行う。)

|             | 要介護度 | 利用実績 |     |     |
|-------------|------|------|-----|-----|
|             |      | 1月   | 2月  | 3月  |
| 利用者①        | 要介護1 | 7回   | 4回  | 7回  |
| 利用者②        | 要介護2 | 7回   | 6回  | 8回  |
| 利用者③        | 要介護1 | 6回   | 6回  | 7回  |
| 利用者④        | 要介護3 | 12回  | 13回 | 13回 |
| 利用者⑤        | 要支援2 | 8回   | 8回  | 8回  |
| 利用者⑥        | 要介護3 | 10回  | 11回 | 12回 |
| 利用者⑦        | 要介護1 | 8回   | 7回  | 7回  |
| 利用者⑧        | 要介護3 | 11回  | 13回 | 13回 |
| 利用者⑨        | 要介護4 | 13回  | 13回 | 14回 |
| 利用者⑩        | 要介護2 | 8回   | 8回  | 7回  |
| 要介護3以上合計    |      | 46回  | 50回 | 52回 |
| 合計(要支援者を除く) |      | 82回  | 81回 | 88回 |

① 利用実人員数による計算(要支援者を除く)

・利用者の総数＝9人(1月)＋9人(2月)＋9人(3月)＝27人

・要介護3以上の数＝4人(1月)＋4人(2月)＋4人(3月)＝12人

したがって、割合は $12人 \div 27人 \approx 44.4\%$ (小数点第二位以下切り捨て)  $\geq 30\%$

② 利用延人員数による計算(要支援者を除く)

・利用者の総数＝82人(1月)＋81人(2月)＋88人(3月)＝251人

・要介護3以上の数＝46人(1月)＋50人(2月)＋52人(3月)＝148人

したがって、割合は $148人 \div 251人 \approx 58.9\%$ (小数点第二位以下切り捨て)  $\geq 30\%$

上記の例は、利用実人員数、利用延人員数ともに要件を満たす場合であるが、①又は②のいずれかで要件を満たせば加算は算定可能である。

なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分や認知症高齢者の日常生活自立度が変更になった場合は月末の要介護状態区分や認知症高齢者の日常生活自立度を用いて計算する。

### ③中重度ケア体制加算(通所介護)5/5 Q&A関連

(問37) 加算算定の要件である通所介護を行う時間帯を通じて、専従で配置する看護職員の提供時間帯中の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数には含めることができないということでしょうか。

提供時間帯を通じて配置する看護職員は、他の職務との兼務は認められず、加算の要件である加配を行う常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。なお、加算の算定要件となる看護職員とは別に看護職員を配置している場合は、当該看護職員の勤務時間数は常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることができる。

(問38) 重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムとはどのようなものか。

(回答) 今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行う必要がある。

(問39) 通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置とあるが、指定基準の他に配置する必要があるのか。

(回答) 当該事業所に配置している看護職員が現在、専従の看護職員として提供時間帯を通じて既に配置している場合には、新たに配置する必要はない。

【国Q&A】(平成27年度介護報酬改定に関する(Q&A vol.2)(平成27年4月30日))

(問3) 加算算定の要件に、通所介護を行う時間帯を通じて、専従で看護職員を配置していることとあるが、全ての営業日に看護職員を配置できない場合に、配置があった日のみ当該加算の算定対象となるか。

(回答) 貴見のとおり。

【国Q&A】(令和3年度介護報酬改定に関する(Q&A vol.3)(令和3年3月26日))

(問59) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。

(回答) 中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、

a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。

b 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあつては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定要件や個別機能訓練加算(Ⅰ)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。bにより配置された看護職員は、「指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。

### ③サービス提供体制強化加算(複数サービス共通)

※本市ホームページにも記載しておりますが、再掲します。(URL: <https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kenko-fukushi/fukushi-kaigo/9/1/1/9453.html>)

サービス提供強化加算は、介護従業者の専門性等のキャリアに着目し、サービスの質が一定以上に保たれた事業所を評価する加算です。介護福祉士の資格保有者、常勤職員、一定以上の勤続年数を有する者が一定以上雇用されていることなどが、算定の要件となっています。

原則として、職員の割合の前年度実績(4月～翌月)により翌年度1年間の算定の可否が判断されることから、

**毎年3月に職員の割合を計算し、必要に応じて所定の届出を行ってください。**

サービス種類により、具体的な要件は異なります。各サービスの算定要件を再度ご確認ください。

【職員割合の確認による届出】

当年度3月現在、サービス提供体制強化加算を算定している場合

| 当年度の事業所の運営実績     | 職員割合の確認方法<br>(常勤換算方法による算出)             | 確認の結果           |                      |
|------------------|----------------------------------------|-----------------|----------------------|
|                  |                                        | 算定要件(職員割合)      | 体制等状況一覧の提出要否         |
| ①運営実績が6か月に満たない場合 | 届出日に属する月の前3か月<br>(3月の場合、12月～2月までの3か月間) | 満たさない<br>⇒算定不可  | 加算「なし」の体制等状況一覧の提出が必要 |
|                  |                                        | 満たす<br>⇒引き続き算定可 | 不要<br>※算定区分変更時は要     |
| ②運営実績が6か月以上の場合   | 前年度実績(4月～翌2月までの11か月の平均)                | 満たさない<br>⇒算定不可  | 加算「なし」の体制等状況一覧の提出が必要 |
|                  |                                        | 満たす<br>⇒引き続き算定可 | 不要<br>※算定区分変更時は要     |

運営指導で、指摘が多かった部分を抜粋しています。  
令和7年度は、職員の割合計算の結果を残しておらず、指導対象となった事業所が複数件ありました。

その他必要な要件については、基準等をご確認ください。

参考: 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(老企第36号)

※届出不要の場合であっても、職員の割合を確認した結果は記録として残してください。運営指導等の際に確認させていただく場合があります。

## 【令和7年度運営指導の実績と令和8年度予定】

| サービス種別 |                   | 令和7年度実績 |       |       | 令和8年度予定 |       |
|--------|-------------------|---------|-------|-------|---------|-------|
|        |                   | 対 象 数   | 実 施 数 | 実 施 率 | 対 象 数   | 実 施 数 |
| 居宅サービス |                   | 598     | 202   | 33.8  | 599     | 119   |
| (内訳)   | 訪問介護              | 85      | 20    | 23.5  | 84      | 15    |
|        | (介護予防)訪問入浴介護      | 10      | 4     | 40.0  | 10      | 0     |
|        | (介護予防)訪問看護        | 80      | 23    | 28.8  | 88      | 15    |
|        | (介護予防)訪問リハビリテーション | 17      | 4     | 23.5  | 18      | 7     |
|        | (介護予防)居宅療養管理指導    | 13      | 4     | 30.8  | 11      | 2     |
|        | 通所介護              | 61      | 18    | 29.5  | 61      | 9     |
|        | (介護予防)通所リハビリテーション | 22      | 8     | 36.4  | 24      | 2     |
|        | (介護予防)短期入所生活介護    | 52      | 20    | 38.5  | 52      | 14    |

【令和7年度運営指導の実績と令和8年度予定】

| サービス種別 |                   | 令和7年度実績 |       |       | 令和8年度予定 |       |  |
|--------|-------------------|---------|-------|-------|---------|-------|--|
|        |                   | 対 象 数   | 実 施 数 | 実 施 率 | 対 象 数   | 実 施 数 |  |
| (内訳)   | (介護予防)短期入所療養介護    | 24      | 8     | 33.3  | 24      | 6     |  |
|        | (介護予防)特定施設入居者生活介護 | 26      | 12    | 46.2  | 26      | 6     |  |
|        | (介護予防)福祉用具貸与      | 48      | 4     | 8.3   | 44      | 12    |  |
|        | 特定(介護予防)福祉用具販売    | 48      | 4     | 8.3   | 44      | 12    |  |
|        | 居宅介護支援            | 88      | 21    | 23.9  | 87      | 16    |  |
|        | 介護予防支援            | 24      | 6     | 25.0  | 26      | 3     |  |

## 【令和7年度運営指導の実績と令和8年度予定】

| サービス種別 |          | 令和7年度実績 |       |       | 令和8年度予定 |       |  |
|--------|----------|---------|-------|-------|---------|-------|--|
|        |          | 対 象 数   | 実 施 数 | 実 施 率 | 対 象 数   | 実 施 数 |  |
| 施設サービス |          | 34      | 15    | 44.1  | 34      | 9     |  |
| (内訳)   | 介護老人福祉施設 | 22      | 11    | 50.0  | 22      | 6     |  |
|        | 介護老人保健施設 | 12      | 4     | 33.3  | 12      | 3     |  |

## 【令和7年度運営指導の実績と令和8年度予定】

| サービス種別    |                      | 令和7年度実績 |       |       | 令和8年度予定 |       |  |
|-----------|----------------------|---------|-------|-------|---------|-------|--|
|           |                      | 対 象 数   | 実 施 数 | 実 施 率 | 対 象 数   | 実 施 数 |  |
| 地域密着型サービス |                      | 183     | 50    | 27.3  | 182     | 55    |  |
| (内訳)      | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 15      | 3     | 20.0  | 15      | 5     |  |
|           | 夜間対応型訪問介護            | 2       | 0     | 0.0   | 2       | 0     |  |
|           | 地密着型通所介護             | 32      | 8     | 25.0  | 33      | 7     |  |
|           | (介護予防)認知症対応型通所介護     | 32      | 8     | 25.0  | 30      | 2     |  |
|           | (介護予防)小規模多機能型居宅介護    | 24      | 10    | 41.7  | 23      | 1     |  |
|           | (介護予防)認知症対応型共同生活介護   | 71      | 19    | 26.8  | 72      | 7     |  |
|           | 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | 2       | 1     | 50.0  | 2       | 0     |  |
|           | 看護小規模多機能型居宅介護        | 5       | 1     | 20.0  | 5       | 1     |  |

## 2 指導事項等の根拠となる法令等

指定基準や報酬基準、解釈通知等を確認する際は、次の法令、条例・関係省令・告示・通知等を確認し、適正な事業運営及び報酬請求を行うようお願いします。

なお、ここで挙げているのは主なものですので、他の関係する告示等は各事業所で確認してください。

# 【法律・規則】

- 介護保険法

- 介護保険法施行規則

## 【指定基準】 ※厚生労働省令

■指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

■指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに  
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援  
の方法に関する基準(平成18年3月14日 厚生労働省令第35号)

## 【指定基準】 ※福島市条例

■福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年1月12日 条例第20号)

■福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(平成30年1月12日条例第22号)

# 【指定基準の解釈に関する通知】

■指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準  
について(平成11年9月17日 老企第25号)

## 【報酬に関する基準】

■指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成12年2月10日 厚生省告示第19号)

■指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年3月14日 厚生労働省告示第127号)

## 【報酬告示に関する留意事項】

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

■指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)  
及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準  
の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成12年3月8日 老企第40号)

■指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の  
制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日  
老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

## 【その他の主な関係省令・告示・通知等】

■厚生労働大臣が定める1単位の単価

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第93号)

■厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第94号)

■厚生労働大臣が定める基準

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号)

■厚生労働大臣が定める施設基準

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第96号)

■厚生労働大臣が定める地域

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第98号)

- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域  
(平成27年3月23日 厚生労働省告示第92号)
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の  
員数の基準並びに通所介護費等の算定方法  
(平成12年2月10日 厚生省告示第27号)
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
(平成12年2月10日 厚生省告示第29号)
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成12年2月10日 厚生省告示第21号)